

神奈川県条例第 50 号

災害派遣手当等の支給に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条において準用する場合を含む。）に規定する職員（以下「職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 154 条において準用する場合にあつては、武力攻撃災害等派遣手当。以下同じ。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第 2 条 災害派遣手当は、職員が住所又は居所を離れて神奈川県内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、職員が神奈川県内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第 3 条 災害派遣手当の支給方法は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 12 月 27 日条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 11 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日条例第 73 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設
神奈川県内に滞在した期間		
30 日以内の期間	1 日につき 3,970 円	1 日につき 6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	同 3,970 円	同 5,870 円
60 日を超える期間	同 3,970 円	同 5,140 円

備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。